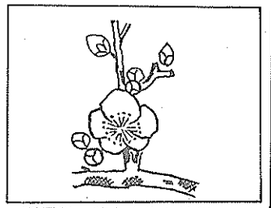

所得税の確定申告と納税は３月15日までです。また、山林・土地建物等の不動産を譲渡した方、贈与を受けた方も申告を３月15日までにしてください。

■納税相談■

①税理士会による納税相談

３月９日(水)から11日(金)まで、南国商工会で（９時半から３時）。

②税務署が行う譲渡所得 説明会

３月４日(金)は三和農協、７日(月)は長岡農協、８日(火)は市農協岡豊支所、11日(金)は市農協大篠支所で（それぞれ９時半から11時）。

③税務署が行う一般の所得税関係納税相談

３月５日(土)、８日(火)、11日(金)、12日(土)、14日(月)、15日(火)に税務署で。（５日、12日は９時から12時まで、その他の日は９時から４時まで。）

以上①～③の納税相談は無料です。お気軽にどうぞ。**南国税務所**

あなたも検察審査員に

交通事故、詐欺、おどしなど、犯罪の被害にあって警察や検察庁に訴えたのに、検察官がその事件を起訴してくれない。あるいは、選挙違反や汚職など社会の耳目を引いた重大な事件を検察官が起訴しなかったのは、どうも納得できない。――こんな不満を持っている方はいませんか。そういう方のために検察審査会があるのです。

広く国民の中からくじで選ばれた十一名の検察審査員が、民間人を代表して検察官の仕事のやり方を審査するという制度です。審査員は六カ月毎に交替します。あなたもいつか審査員に選ばれるかもしれません。

犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴、告発した人で、検察官がその事件を起訴しないことに不服のある方は、誰れでも審査の申し立てができます。検察審査会では、事件の記録を調べたり、必要に応じて証人を呼んだり、実地検分をしたりして、検察官の不起訴処分の良し悪しを慎重に審査します。検察審査会で起訴すべきだという議決がなされた場合には、検察庁ではこの議決を参考にして、捜査をやり直し起訴するのが相当と認められた時は、起訴の手続きがとられます。

検察審査会は、検察官の仕事のやり方に国民の声を反映させ、明るく正しくするのに大いに役立っています。検察官の不起訴処分に不満のある方は、お気軽に検察審査会事務局にご相談ください。費用は一切無料で秘密はかたく守られます。申し立て用紙は事務局にあります。

高知市丸の内一―三―五

高知地方裁判所内

高知検察審査会事務局

高知検察審査協会

電(代)〇八八(22)〇三四〇

固定資産課税 台帳の縦覧

昭和五十二年度の固定資産課税台帳を関係者にお見せします。

▼場所・南国市役所税務課

▼期間・三月一日(火)から三月二十二日(火)まで

税務課

募集 大阪身障者訓練校生の募集

大阪身体障害者職業訓練校が訓練生の募集しています。この学校は、身体に障害のある人達にその能力に適する訓練種目について基礎知識と技能を習得させ、就職、自営を容易にして生活の安定をはかるため、国の委託をうけて大阪府が経営する職業訓練校です。

募集科目は、縫製機械整備（ミシン組立）、機械製図、洋服、洋裁、軽印刷（写植・タイプ）、印章彫刻、義肢、園芸、経理事務、デザインで、募集人員は合計百十一名です。

募集期間は三月一日(火)から三月二十二日(火)までで、選考日は三月二十五日(金)となっています。詳しいお問い合わせは、お早やめに、職業安定所か福祉事務所社会係へ。

犬 春の狂犬病予防注射と登録

犬を飼う場合に、登録は毎年一回（四月）、狂犬病予防注射は毎年二回（四月と十月）受けるように義務づけられています。五十二年度の四月に行う狂犬病予防注射と登録の目標を次号の広報に掲載しますので、犬を飼っている方は注意してください。

現在、飼い犬を放し飼いにしているために、迷惑を受けて困っているケースがふえています。迷惑をかけないよう犬は鎖につないで飼いましょう。

公害環境課

展覧会 南国市椿展

私たちの町に、花と緑を――第四会南国市椿展が後免町公民館で開かれます。三月二十六日(土)、二十七日(日)の二日間で入場は無料。椿栽培などの相談コーナーや即売会も併設します。お気軽にお立ち寄りください。

募集 大篠女学院生徒募集

五十二年度の生徒を募集しています。修得科目は洋裁、和裁、あみもの、手芸等となっています。入学日は四月八日(金)、応募期間は三月二十一日(木)までです。

入学案内書は大篠女学院（西野田）④２２２４、あるいは市役所教育委員会③２１１１にありますので、お気軽にどうぞ。

市立大篠女学院

同和教育シリーズ ③

部落解放への道標（みちしるべ）

部落問題についての誤った考え方

（五）差別は結婚によってなくなるのでは……。 部落の人たちだけで嫁にやったりもらったりしているから、いつまでたっても差別はなくならない。どしどし通婚するようにし奨励したら差別もひとりでに解消されることと思いますが。

部落の人たちどうしで結婚するからいけない。「部落の人」と「部落外の人」とが結婚をどしどしすれば差別はなくなる。それが早道だとしたり顔に言う人がいます。自由に交際し、自由に結婚すれば差別はなくなるという考え方です。これも逆立ちした理論です。差別があるから結婚できない。これが実態です。

例え、当人同志がいかに理解し愛しあっていても、両親が許さないことが多いし、両親が理解したとしても親類から強い干渉を受け、部落の人と結婚するなら親類付き合いを絶つと申し入れられた事例などもたくさん起っています。平常には、どこにも差別意識など持っていないように見えても、自分の身近な者が部落の人と結婚しようとするとこんなにも強い反対が起るのは、部落に対する差別意識が日本の社会には空気や水のように社会観念として広がっている証拠です。例え、地区の人が人格や社会的地位、経済的な面などで優位にあった場合でも、なおかつ結婚ということでは大きな抵抗があります。

また、例え幸せな結婚をしたかに見えても、このように社会に根深い差別意識がある限りその前途は極めて厳しいのです。数年前、愛媛県新居浜市で鉄工業を営むBさんの長男が東京で結婚し、新妻をともなって故郷へ帰ってきました。親類からの意見で興信所を通じて本人の身元調査をした結果、部落出身であることがわかり、その後は筆舌につくしがたい差別を受けました。

その差別に耐え切れなくなった新妻南沢恵美子さんは、次のような遺書を残して自分の命を断ちました。

南沢恵美子さんの「遺書」

お父様、お母様、たび重なる不孝及び先立つ不孝をお許し下さい。ひとたび他家へ嫁いだいじょう、辛苦に耐えて、愛いする夫と添いとげる決心でおりましたが、再三の便りにて申しあげました通り、見知らぬ異郷の地、冷たい差別のなかにあって、頼る人も相談する友もなく、希望のいっさいを失った恵美子は、人の情が無精に恐しく、ただただ淋しかったのです。

生きて帰れぬ故郷にいま仏となって、優しい父母の暖かい胸に帰ります。

どうぞお気を落さないで下さい。これからは毎日安らぎのうちに、皆様の胸のなかで生きていけるのですもの、誰もうらんだりはしないで下さいネ。形式だけでも私は公明さんの妻として過ごせたことは、今の私にとっては幸せでした。いたらない私のため気苦労をさせたと存じますが、何分にも純真すぎる人故、このようなことになってしまい、世間をはばかり、力を落さないよう、いたわってあげて下さい。最後の願いです、一生を捧げたただ一人の人なのです。こんな結果にはなりましたが、思い慕う心に変わりありません。誰も悪いのではなく、世の中の因習に負けた自分の不幸だったのです。

せめて姉妹弟たち、皆幸せな家庭生活を過ごせますよう見守りと存じます。

では、お父様、お母様、ご壮健で人生を全うされますよう祈ってペンを止め最後のお別れといたします。

さようなら

お父様　皆様によろしく　恵美子

このような出来事が県内外でひんぴんと起きているのに、その差別をなくするために結婚しろというのでは、全く解決のための答えになっていないことに誰れでも気づくはずです。部落に対する差別や偏見をとり除くことが先決であり、これを無視しての「部落の者と部落外の者とが融和しろ」という考え方はおかしなことです。例え結婚の自由が完全に保障され、同和地区外との通婚が何のわだかまりもなく自由にできたとしても、現在の部落の人たちのあらゆる面での低位性、後進性をそのままにしておいて部落解放ができたと考えることは全く誤りです。

▲上の写真は、一月十九日の同和教育研究大会に約四百人を集めての講演（市体育館で）。